

会議名	令和5年度 第2回宇都宮市民遺産会議
開催日時・開催場所	令和5年12月19日(火) 午前10時～午前11時30分 宇都宮市役所16階 16A会議室
議題	1 開会 2 会長あいさつ 3 会議の成立について 4 会議の公開・非公開の決定 5 報告事項 (1) 第1回宇都宮市民遺産会議議事録の確認について 6 協議事項 (1) 令和5年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定について 7 その他 8 閉会
出席者氏名	三橋伸夫会長, 大嶽浩良副会長, 高橋俊守委員, 大澤慶子委員, 大嶽陽徳委員, 小川聖委員, 梁木誠委員, 安藤正知委員, 荻原恵美子委員
公開・非公開の別	非公開
傍聴者の数 (公開部分に限る)	0名
非公開の理由 (非公開の会議に限る。)	当該会議の協議事項である市民遺産の認定については, 当該懇談会における意見聴取を経て教育委員会で審議される意思形成過程にある情報であり, 現時点における認定申請に係る情報等を公開することにより, 市民・利害関係者等に不正確な理解や誤解を与えることとなり, 審議に支障を生じると認められるもの(宇都宮市情報公開条例第7条第5号)であるため。
発言の要旨	5 報告事項 (1) 第1回宇都宮市民遺産会議議事録の確認について 委員一同: 意見無し 6 協議事項 (1) 令和5年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定について 会 長 : 2件の審議案件がある。1件ごとにご意見をいただいでいく。 ①神郷地区の薬師堂の伝統行事 委 員 : 宗円獅子舞であるが, 宇都宮宗円にゆかりのある獅子舞であり, 伝統あるものである。市内に獅子舞は他にもあるが, どこも少子高齢化の影響で, 継承が難しくなっている。そういう意味では, 市民遺産で取り上げて, 多くの市民に知っていただき, 行事を支持していくことは大切である。地元の人たちにとっても, 市民遺産になることで, 素晴らしいものと市民に認めていただけることが, 継承への活力になると思う。 会 長 : 市民遺産に認定していくことで, 市民の方に応援していただけるようになり, また, 地元としても歴史文化資源の再認識ができるのではないかと思

われる。

委員： 調書の文言についてであるが、「価値評価」の欄には、「お釈迦様の仏像」とあり、「地域に愛され親しまれている状況・経緯」の欄には、「釈迦如来立像（誕生仏）」とある。これは意図的に使い分けているのか教えていただきたい。また、「釈迦如来立像（誕生仏）」に下線が引かれている意味も教えていただきたい。

事務局： まず、下線については、前回の会議の際に、調書の記載について、「釈迦如来立像（誕生仏）」の文言を入れてはどうかとのご意見をいただいたところであり、追記したところを見やすくするために引いたものである。次に「お釈迦様の仏像」については、「釈迦如来立像（誕生仏）」と同一のものであることから、申請団体と確認し、表現を統一していきたいと思う。

委員： 「お釈迦様の仏像」というよりは「釈迦如来立像」の方がいいと思う。

会長： 文言の統一については、事務局の方で、申請団体と確認していただきたい。

委員： 地元の方々の認識としては、やはり「お釈迦様」の方が言葉としてはなじみの深い言い方だと思う。「お釈迦様の仏像（釈迦如来立像）」という書き方で併記した方が地元の方々にとってもいいのではないか。

委員： 併記するような形にすることで、今後調書を見た人が同一のものであることが確認できていいと思う。

会長： 申請団体の意向も汲みながら、事務局で調整していただきたい。

事務局： 調整する。

委員： 名称は「神郷地区の薬師堂の伝統行事」とあるが、ここで指す「伝統行事」とは、宗円獅子舞と花まつりで間違いないか。他にはないのか。

事務局： 申請団体からは、その2点である。秋に行う行事もあると聞いているが、それを裏付ける資料等がないため、今回の申請では見送った。

委員： それであれば、名称を「宗円獅子舞と花まつり」とした方が市民に内容は伝わりやすいと思う。今後行事の数が広がるようなら、伝統行事でもいいと思う。やはり、「宗円獅子舞と花まつり」の方がインパクトはある。

会長： 今後、秋に行う行事などの資料が見つかるかもしれないことから、見つかった際は、どのように取り扱うのかは検討していただきたい。

委員： 宗円獅子舞は単独で市指定文化財になっているため、特に宗円獅子舞を取りあげなくてもいいのではないか。地元で大切に守られてきた行事の中に、宗円獅子舞があるという考え方であれば、「伝統行事」でいいと思う。

事務局： 地元でも薬師堂が行事の拠点となっている。獅子舞も薬師堂の行事の一つである。申請団体の意向としても、薬師堂を中心とし、伝統行事をそれに関連したものとして捉えている。

委員 : サブタイトルは今までは使っていないのか。「伝統行事」の文言だけだと宗円獅子舞や花まつりと繋がらないのではないのか。

事務局 : これまでも旧上戸祭の伝統行事や田野町の伝統行事のように、複数の行事を認定する場合には、「伝統行事」ということで統一させていただいている。今回も同じような考え方でいきたい。

会長 : 市民へ周知するときには、名称だけでなく、簡単な解説も入れると思う。過去の例も踏まえ、名称はこのまま「伝統行事」でいいのではないかと思う。

②城山のシダレザクラ（古賀志の孝子桜）

副会長 : 城山西小学校の前身は何か。学校がある以前にこの木は植えられていると思われる。もともとは何だったのか分かるか教えていただきたい。

事務局 : お寺である。境内の中にあつた木である。

副会長 : 1500年代中期～後期となると、宇都宮氏が宇都宮城から多気城に政治の中心を移した頃である。この頃は戦いが多く、有事の時には山城である多気城に移した時期である。その時期に、この桜が植えられたと思われる。宇都宮氏最後の城主宇都宮国綱とも重なる時期である。そのことから、宇都宮氏を代表する木として、非常に重要な木であると思う。宇都宮に関わる旅行記などを読むと、旅人が宇都宮のまちにたどり着いたと感じるのは古木が見えたときであり、新町のケヤキなどがそのシンボルとされていた。都市開発などでそのような古木はなくなってきたが、その中でも、宇都宮氏のことを伝える古木としてこの桜があるということ、調べて、調書の中に入れてもらいたい。

会長 : 事務局でも確認し、調書に追加してもらいたい。

事務局 : 確認する。

委員 : この1500年代中期～後期というのは、誰が定めているのか。

事務局 : これは申請団体で定めている。

副会長 : この時期に、宇都宮氏が政治の中心を多気城に移していく。古賀志に本遺産が植えられたのもこの時期と考えられることから、宇都宮氏との関係についても調書に追加していただきたい。

会長 : 植えられた時期を正確に把握するのは難しいと思われる。

委員 : 非接触で樹齢を計測するものもあるが、費用がかかる。

委員 : 確認だが、市の指定になっているときに、樹齢450年となっているのか。

事務局 : 昭和34年に作成された指定調書には「樹齢四百年と推定される。」とあり、現在に換算すると約450年になることから、調書にも450年と記載した。

委員 : クビアカツヤカミキリについて防虫剤を散布しているとある。それ以上に心配していることは、除草作業をする際に、除草剤を使用してしまわないかということである。管理者に使用しないように指導することはできないかと思う。除草剤を使用することで、樹木の衰えが加速してしまう懸念がある。

事務局 : 除草作業については、除草剤を使用せずに、愛護会や児童の手で除草されている。また、適切な保存方法については、市指定文化財でもあることから樹木医と相談し、対応していく。

会長 : 今後、申請団体の役員が代わった時に備え、除草剤の使用を控えるとの文言を、調書に追加してもよいかもしれない。

委員 : 学校では労務主事がいると思うが、その人の認識で除草剤を散布してしまう可能性もあるため、その点が心配しているところである。

会長 : 前回の会議で苗木についても話題になったが、それについてはどうなったか。

事務局 : 申請団体に確認したところ、かつて苗木を配布したときもあったが、その後の管理は個人に任せており、現在はどのようになっているのかは不明である。今後は、もし苗木を配布する機会がある場合には、愛護会と連携し管理の仕方について検討していきたい。

7 その他

会長 : その他、市民遺産の制度について、ご意見があれば伺いたい。

委員 : 前回も今後の見通しについて伺ったが、申請の際の団体の合意形成についてぼんやりしているため、教えていただきたい。何をもって合意形成なのか。地元での回覧板等で周知すれば合意形成なのか。現状、どのように団体に呼び掛けているのか知りたい。

事務局 : 地元への市民遺産の募集の仕方になると思うが、6月に各地区市民センター長が集まる会議の際に、市民遺産について説明をしており、相談希望の団体があった場合は、文化課まで繋いでいただくようにしている。その方法で、今年度は9件の相談があった。その後の手続きの方法は、窓口にて団体の方とやりとりをしている。その際に、団体の会員の合意を得て、申請しているのかを確認している。

また、今回の神郷地区の団体については、行事の際に会員が集まって今後の活動の相談をすることから、合意形成には時間がかかる場合がある。

会長 : 申請団体は自治会や保存会といったものがあるが、自治会の方が、申請は通りやすいのか。また、小さな団体は推薦をもらうのが難しいなどの話は

あるか。

事務局 : これまでの申請の様子では、推薦をもらうことに関しては、各団体スムーズに行っている。

会 長 : 行政に対する申請事務については、高齢の方々が多いことから、人員の都合もあるが、例えば出前支援員のようなものを配置するなど、窓口以外でもコーディネートできるように、文化課でもサポートできる体制を整えてはいかがか。そうすることによって申請の敷居も下がると思う。

事務局 : 今回、神郷地区の伝統行事についての申請にあたり、文化財調査員の協力も得ながら進めた。文化財調査員が団体と文化課の間に入り、申請のサポートしている。文化財調査員は市内各地区にいることから、今後も文化財調査員の力も借りながら、申請手続きのサポートをしていきたい。

会 長 : 申請手続きについては、そのような体制で、クリアできると思う。
続いて、今後みや遺産として挙げられそうなものがあれば、教えていただきたい。

委 員 : 食文化はいいかもしれない。その地域に古くから伝わる郷土料理などがいいと思われる。

副会長 : 幕末戊辰戦争の六道の辻のお祭りがあった。六道の辻にあるお墓は、戊辰戦争の敗者である旧幕府軍の墓であるが、立派に改修したのは勝者の宇都宮藩士であり、珍しいものである。敗者の旧幕府軍の死体が野ざらしになっており、哀れに思った地元の人々が墓を建て、それを立派にしたのが勝者の宇都宮藩士である。その霊を祀るお祭りが地域住民によって行われてきたが、六道の商店街が衰退するに従い、今はどうなっているかは分からない。私は、そういうものを掘り起こすことも必要と思う。

会 長 : 戊辰戦争などの歴史的な出来事伝えるものも、みや遺産になりうると思われる。団体を探り、掘り起こしがあってもいいと思われる。

副会長 : 宇都宮と壬生の接点である姿川の淀橋で、戊辰戦争の転換点となる出来事があった。初めは新政府軍が負けていたがこの戦いで勝ち、今後につながっていく。ここにある記念碑は旧幕府軍の墓であるが、地元住民の手で墓を建て、旧幕府軍・新政府軍関係なく、一緒に祀っていることが珍しい。

会 長 : まだまだ掘り起こせそうなものがあると思う。

事務局 : 今年の申請の相談のあった団体の中に、幕田町の戊辰戦争の碑についても相談があった。今回は申請を見送ったが、地域としてはそういう機運もある。

委 員 : 昨年度海道町の天棚がみや遺産になったとあったが、その他の天棚をもつ地域からその後、相談はきているのか。

事務局 : 天棚は市内に60近くあるが、今はほとんどがお祭りをやっていないのが現状であり、なかなか挙がってこない。天棚は地域の財産であることから、

団体から申請があった場合、みや遺産となるための支援を考えていきたい。

委員：白沢の彫刻屋台は白沢宿の中に入っているのか。

事務局：白沢の屋台が河内町時代から指定文化財になっている。みや遺産になっている「白澤宿のまちなみ」には、屋台は含まれていない。

委員：地域の人がお祭りをやっているということで、屋台行事はみや遺産になりうるのか。

事務局：祭り行事自体もみや遺産の対象になる。

会長：大谷石関係では、みや遺産になりそうなものはあるか。

委員：基本的に大谷石の建築物などは個人の所有であることが多いので、すぐには分かりかねる。徳次郎町にも大谷石のまちなみはあるが、それも個人のものなので、みや遺産について申請できそうな団体は把握していない。

会長：日本遺産である大谷石関係も、みや遺産にからんでくるといいなと思っている。

副会長：私も雑誌の取材で、大谷石について尋ねられたことがある。その際に、東武鉄道の南宇都宮駅やときわ台駅（東京都板橋区）に大谷石が使われていることを知った。日常の中に大谷石がどのように使われているのか、まだまだ掘り下げていくことができるかもしれないと思った。

会長：事務局より何かあればお願いしたい。

事務局：今後のスケジュールについては、令和6年1月22日教育委員会付議、令和6年2月1日に宇都宮市民遺産認定式を予定。

その他の事項